

役員規程

Draft



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第3版 2019年6月25日

<文管 2-28>

(目的)

第1条. この規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）役員の、就任、退任、職務等に関する事項について定めたものである。役員に関する事項は、法令、定款、その他の特別の定めがない限り、この規程による。

(定義)

第2条. この規程で役員とは、総会で選任された理事および監事をいう。
2. 理事のうち、理事長を代表理事、副理事長、専務理事および常務理事を業務執行理事とする。
3. 理事であって、従業員としての職務を兼務する者を使用人兼務役員という。

(適用範囲)

第3条. この規程は、原則として本協会に勤務する常勤理事に適用する。ただし、必要に応じて非常勤の役員にも準用することがある。

(規程の遵守)

第4条. 役員は、その責務を誠実に履行するにあたり、この規程を遵守し、これをもって本協会の事業発展に努めなければならない。

(役員の選任)

第5条. 役員の選任は、定款第24条に準拠する。

(役員の条件)

第6条. 役員は、法定の要件を備え、かつ役員たる資質を持ち、その職責を全うすることのできる者でなければならない。

役員の選任にあたっては、次の点を判断基準とする。

- ① 役員の職務について法的および執行面に関し、正しく理解する力を具備していること。
- ② 問題解決能力を具備していること。
- ③ 総合的観点から物事を判断できること。
- ④ 統率力を具備していること。

(就任承諾書の提出)

第7条. 役員に選任された者が、就任を承諾したときは、すみやかに就任承諾書を事務局に提出しなければならない。

(退任)

第 8 条. 役員は、任期満了、辞任、死亡、解任および資格喪失により退任する。

(辞任)

第 9 条. 役員は、いつでも辞任することができるものとする。ただし、辞任しようとするときは、辞任理由の如何にかかわらず、原則として 3 カ月前までに理事長に届け出なければならない。なお、辞任によって定款第 23 条 1 項に定める定数に足りなくなるときは、新役員の就任まで役員としての権利義務を有するものとする。

(解任)

第 10 条. 役員の解任は、定款第 28 条に準拠する。

(退任後の処理)

第 11 条. 役員を退任した者に対して、在任中の役位または功績等を勘案し、理事会に諮り任期 2 年を限度として総裁、会長、相談役及び顧問を委嘱することがある。

(役員の責務)

第 12 条. 役員は、自己の所管する業務を遂行し、併せて職員の指導、教育および管理監督を行わなければならない。

2. 役員は職務の遂行にあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - ① 役員としての職責を自覚し、責任をもって業務にあたること。
 - ② 本協会の方針に基づき、業務を計画的に処理すること。
 - ③ 自己の担当する業務に限らず、総合的観点から業務を処理し、本協会業績の向上に努めること。

(報酬の支給)

第 13 条. 常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。非常勤役員には当該報酬を支給しない。

2. 常勤理事の報酬は月額とする。
3. 常勤理事の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第 14 条. 常勤理事の報酬月額は別表「常勤理事の報酬月額」のとおりとし、理事会の承認を得て、決めるものとする。

2. 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した

者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第 15 条. 常勤理事の報酬は、月額をもって毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 16 条. 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人主義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第 17 条. 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第 18 条. 本協会は、役員がその職務の執行に当たって発生した費用を負担するものとする。

2. 役員が一時立て替えた費用については、これを請求のあった日から遅滞無く支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 19 条. この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 20 条. 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(その他)

第 21 条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上

< 別 表 >

常勤理事の報酬月額

職位	金額
理事長	1,000,000 円以下
副理事長	700,000 円以下
専務理事	500,000 円以下
常務理事	400,000 円以下
理事	300,000 円以下

以上

改定履歷